

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立霊堂納骨壇の使用及び継続使用許可	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例（以下「条例」）第5条及び第8条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 1世帯につき2基以上使用していないか。</p> <p>2. その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益にならず、又はなるおそれが認めらるか。</p> <p>3. 以上の条件を満たし、堺市立霊堂納骨壇使用許可申請書及び誓約書に新規の使用の場合は本籍記載の住民票の写しを添えて、継続の場合は使用許可証を添えて申請しているか。 （同条例施行規則第4条第1項及び第7条）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1ヶ月～4ヶ月
	標準処理期間を設定できない理由	